

H 健全育成

提言内容

家庭・地域・関係機関と連携したいじめ防止対策等，健全育成に関する提言

分科会の趣旨

社会や家庭の変化に伴って，子どもを取り巻く生活環境や生活実態も変わり，いじめ，不登校，暴力行為等，生徒指導上の諸問題は未だ深刻な状況にある。これらの諸問題は子どもの心身の健全な成長及び人格の形成において重大な影響を与えるだけでなく，その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は，これらが重大な課題であることを認識し，その防止及び対応を推進していかなければならない。

推進にあたっては，まず，学校において，校長を中心に教職員全員が共通認識をもち，校長のリーダーシップの下に，その地域の特性，学校の実態等に合わせた，機能的で実効的な校内体制を整備していくことが必要である。

平成25年の「いじめ防止対策推進法」の公布・施行に伴い，各学校においては，国や地方公共団体が策定（改定含む）するいじめ防止基本方針を参酌し，早期発見のための方策，相談体制の整備，道徳教育の充実，家庭・地域・関係機関との連携等，学校の実態に応じた基本的な方針を策定し，毎年見直しを進めているところである。

そこで，本分科会では，学校の役割，校長のリーダーシップの在り方を中心に，家庭・地域・関係機関と連携したいじめ防止対策等，健全育成に関する具体的な方策を明らかにし，提言する。

分散会の視点

第15分散会

いじめや不登校等に対応できる校内体制の整備

「いじめ防止対策推進法」では，いじめ防止に関係する手立てを実効的に行うために，複数の教職員，心理・福祉等の専門家，その他の関係者によって構成される組織を学校に置くこととしている。

このことによって，様々な問題を抱える子どもの心に寄り添うとともに，各分野の専門的な知識を生かしながら，多様で複雑なケースを的確に把握し，適切な対応と指導・支援につなげていくことが可能になる。

本分散会では，家庭・地域・関係機関との連携，未然防止，早期発見・早期対応等の有効な方策について具体的に協議を深め，いじめや不登校等に対応できる校内体制を整備する上での校長の役割と指導性を究明する。

第16分散会

健全育成のための家庭・地域・関係機関との連携

家庭や地域社会における教育力の低下に伴って，基本的な生活習慣や社会規範等が子どもに十分身に付いていない実態が報告され，このことが生徒指導上の諸問題の背景・要因の一つとなっているとも指摘されている。

また，家庭，学校，地域社会，それぞれ個別の教育では，子どもの健全な育成に十分に対応できなくなっている状況も見受けられ，未然防止や早期解決に向けて，関係機関を含めたさらなる連携が求められている。

本分散会では，学校がどのようにして家庭・地域・関係機関との連携を構築し，子どもの健全育成を推進していくべきかについて協議を深め，果たすべき校長の役割と指導性を究明する。